

佐久市土地開発公社分譲地紹介謝礼金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐久市土地開発公社が所有する住宅用分譲地（以下「分譲地」という。）の販売促進及び佐久市への移住定住促進を図ることを目的に紹介謝礼金（以下「謝礼金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする

(紹介の要件)

第2条 紹介とは紹介者が購入希望者の同意を得た上で紹介申込書（様式1）を提出するものとする。

なお、公社が所有する分譲地を紹介してその物件につき契約成立後、所有権移転登記の完了をもって紹介とみなす。

(交付対象者)

第3条 謝礼金の交付対象者は、分譲地の購入希望者を紹介した者とする。

ただし次に該当する者は交付対象者から除外するものとする。

- (1) 宅地分譲申込みをした本人と同一世帯又は生計を一にする者
- (2) 佐久市土地開発公社と販売協定を締結している事業者
- (3) 佐久市土地開発公社の役員及び職員
- (4) 佐久市不動産協会会員の紹介により分譲地を購入する者

(謝礼金の交付額)

第4条 分譲地1区画につき10万円とする。

(交付の方法及び時期)

第5条 公社と売買契約が成立し、分譲地土地代金及び登録免許税が全額納入され所有権移転登記が完了後、紹介者は紹介謝礼金交付申請書（様式2）を公社へ提出するものとする。

2 理事長は前項の申請書（様式2）受理後、30日以内に謝礼金を交付するものとする。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 この要項は、平成26年4月1日から施行する。